



お知らせ
11月は
「ねんきん月間」です

社会保険庁では毎年11月6日(木)～12日(水)を「年金週間」と定め、皆さんに年金制度について正しく理解していただけるよう広報を行っています。

「ねんきん月間」は、国民の一人一人が、年金を身近で大切なものとして考え、公的年金制度の意義や役割を正しく認識し、年金行政についての理解と信頼を深めていただくことにより、一人一人に年金制度への参画意識を持つていただくことを目的としています。年金加入記録の提供や年金相談等のサービス提供の充実を図るとともに国民の年金権を確保するために公的年金

制度の加入意義や保険料の納付義務について理解を求め、国民年金保険料の収納対策を推進するものです。

公的年金制度は「世代と世代の支えあい」で成り立っています。本人の納めた保険料分だけでは、とても現在の受給者の年金額をまかないきれません。(高知県の現在の老齢基礎年金だけで受給権者数は約19万人、年金額は約1,200億円)年金は、現役世代の納める保険料が今の高齢者を支え、いずれは現役世代も今の子どもたちの世代に支えてもらうこととなります。この機会に、年金を身近で大切なものとして、見直してみませんか。

お知らせ
あなたも
国民年金の額を
増やしませんか？

○付加年金
年金額を手軽に増やしたい方には、付加年金があります。付加年金は定額保険料(14,410円)に加え、付加

保険料(400円)を納めることにより、将来の年金額に付加年金が加算される制度です。受給額は200円×付加保険料納付月数で計算します。たとえば、10年間(120カ月)付加保険料48,000円を納めると、基礎年金額に、付加年金額24,000円が加算され終身の年金が受け取れ、大変お得になっています。なお、付加年金は物価スライドがありません。

加入できるのは、第1号被保険者のみで、第3号被保険者は加入できません。また、第1号被保険者でも国民年金基金加入者は加入できません。加入と辞退は申し出によって納めることが条件となっています。

○任意加入制度
任意加入は、60歳までに25年の受給資格期間を満たさない方や、受給資格期間を満たしているが、未納期間があるため老齢基礎年金が満額にならない方が、申し出ることにより60歳以降も引き続き、最高65歳まで国民年金に任意で加入できる制度です。ただ

し、480カ月以上は納めることができません。
なお、昭和40年4月1日以前生まれの方は、65歳までに受給資格期間を満たせなかった場合、70歳まで任意加入することができません。

問い合わせ
高知西社会保険事務所
☎ 875-1717

制度
国民年金基金制度

国民年金を納めている第1号被保険者が任意で加入することができ、公的な年金制度です。サラリーマン等の第2号被保険者との年金額の差を解消するために平成3年に創設されました。自分の収入に合わせて設計でき、将来受け取る年金を増やすことができます。

問い合わせ
高知県国民年金基金
☎ 885-2525

※いずれの制度でも全額所得税の控除対象となります。

催し物

**第19回
ほのほの王国
もみじまつり開催**

ほのほの王国もみじまつりは、子どもからお年寄りまで楽しめる催しが多く、吾北地区最大のイベントとなっています。吾北地区の食材を生かした料理もたくさん準備します。皆様是非ご来場ください。

日時
11月9日(日)
10時～15時30分

場所
グリーンパークほのほの
お祭り広場(清水程野)

*荒天の場合は、吾北中央公民館でイベントを行います。

内容
キャラクタートーショー、もち投げ、吾北清流太鼓、物まねショー、文化協会出演

その他
ほのほの市、わんぱく広場ヘリコプター遊覧飛行(10時～15時30分)

*天候により中止になる場合があります。
問い合わせ
ほのほの王国もみじまつり実行委員会
(吾北総合支所地域振興課内)
☎ 867-2314

※ご注意：ペットの持ち込みはご遠慮ください。